

第1章 基本的事項・背景

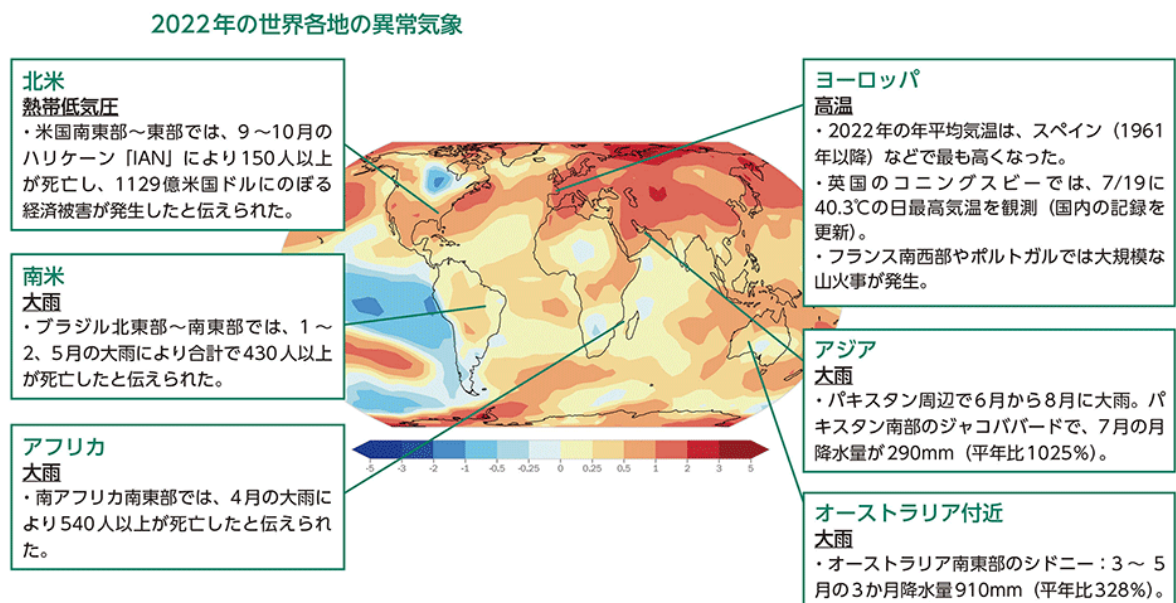
1 背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



1981-2010年の平均気温に対する2022年1月～9月の平均気温の偏差

資料：「WMO Provisional State of Global Climate in 2022」、気象庁ホームページより環境省作成

資料：「令和5年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)

図 1-1 世界の気象災害と各地の異常気象

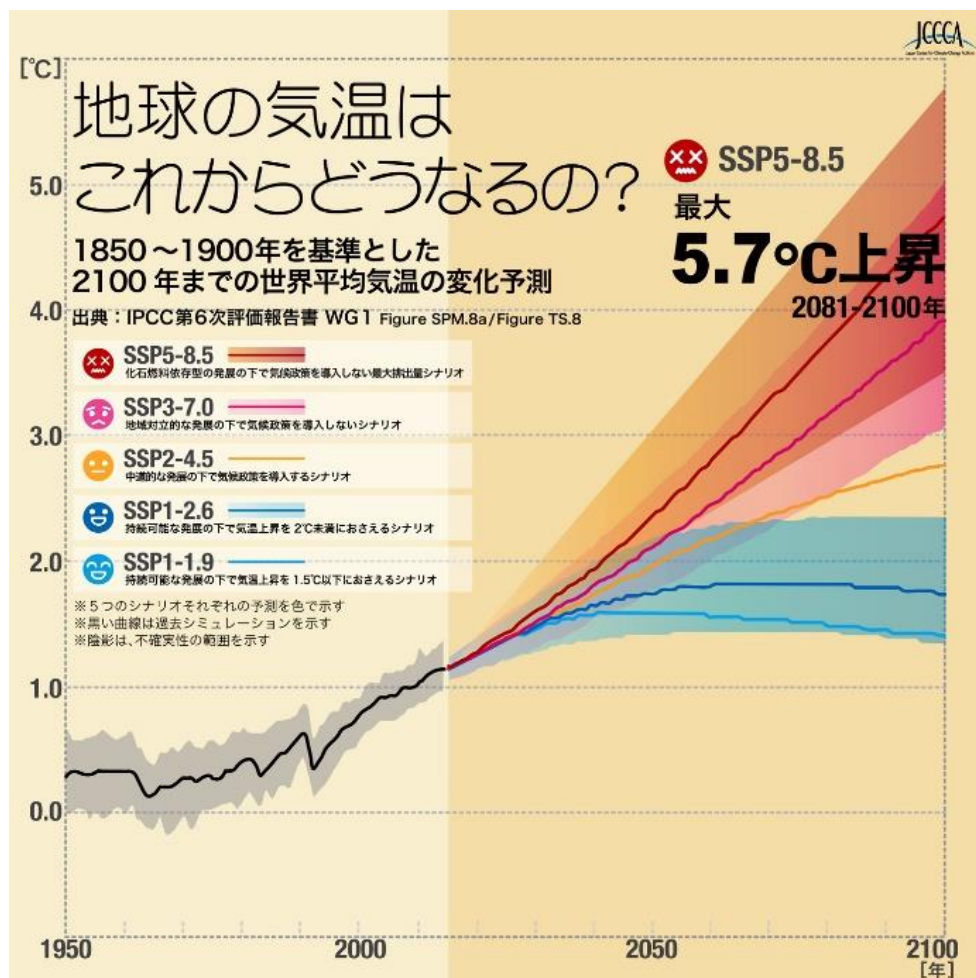
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成 27)年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、 1.5°C に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものといえます。

2018(平成 30)年に公表された IPCC「 1.5°C 特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、 2°C を十分下回り、 1.5°C の水準に抑えるためには、 CO_2 排出量を 2050(令和 32)年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050(令和 32)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

温室効果ガスの排出量が「非常に高い」シナリオでは、今世紀末までに最大 5.7°C 上昇するとされています。



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

図 1-2 1850～1900 年を基準とした世界平均気温の変化予測

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

① 地球温暖化対策と国の削減目標

2020(令和2)年10月、我が国は、2050(令和32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050(令和32)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。翌2021(令和3)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030(令和12)年度の温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比で46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021(令和3)年10月には、これらの目標が位置付けられた「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」の閣議決定がなされました。「地球温暖化対策計画」においては、我が国は、2030(令和12)年、そして2050(令和32)年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050(令和32)年カーボンニュートラルと2030(令和12)年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

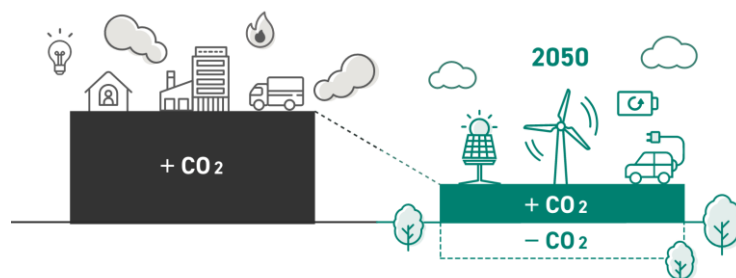
表 1-1 地球温暖化対策計画における 2030(令和12)年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

注. 四捨五入の関係で、合計値は整合しない場合があります。

資料:「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」

カーボンニュートラルとは温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。



資料:「脱炭素ポータル」(環境省ホームページ)

図 1-3 カーボンニュートラルのイメージ

② 気候変動適応法の施行

気候変動対策において、緩和策(温室効果ガスの削減対策)と適応策(気候変動への備え)は両輪の関係にあります。国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」と「気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)」の2つを礎に、気候変動対策を推進しています。

緩和策とは、温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図るための施策です。一方で、適応策とは、熱中症対策、感染症対策、防災及び農作物の高温障害対策など地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策です。



資料:気候変動適応情報プラットフォームホームページ

図 1-4 緩和策と適応策のイメージ

2018(平成 30)年6月には、気候変動への適応を推進することを目的として「気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)」が公布され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための枠組みが整備されました。また、「気候変動適応計画」は、2018(平成 30)年 11 月に閣議決定後、2021(令和3)年 10 月に改められ、さらに 2023(令和5)年5月に一部変更の閣議決定がされました。気候変動の影響は、気候、地理、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なることから、地域での適応の推進について、地方公共団体は、地域の実情や特性に応じた気候変動適応策を主体的に検討し、取り組むことが重要としています。

緩和策は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」で定める以下の4つの分野について、本市の地域特性に応じた取組を推進します。

- 再生可能エネルギーの利用促進
- 事業者・住民の削減活動促進
- 地域環境の整備
- 循環型社会の形成

また、適応策は、「気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)」に基づく国の「気候変動適応計画(令和3年 10 月 22 日閣議決定)」で定める7つの分野を参考に、本市における適応策の分野として「農林水産業」、「自然環境」、「自然災害」、「健康・市民生活」の4つを掲げ、本市で想定される気候変動影響を示すとともに、防災や衛生など各行政分野において既に取り組まれている内容を整理しつつ、今後取り組むべき適応策について検討しました。

③ 環境・経済・社会の統合的解決へ

●SDGsの採択

2000(平成 12)年に国連で採択されたミレニアム開発目標(MDGs)の目標年である2015(平成 27)年の9月、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催されました。ここで、150 を超える加盟国首脳の参加の下、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択されました。

アジェンダの目標として掲げられたのが、17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットからなる「SDGs(エスディーゼーズ)」です。SDGsは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、私たちが直面するグローバルな諸課題に総合的に取り組むことにより、「私たちの世界を変革する(Transforming our world)」 「誰ひとり取り残されることのない(No one will be left behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしています。

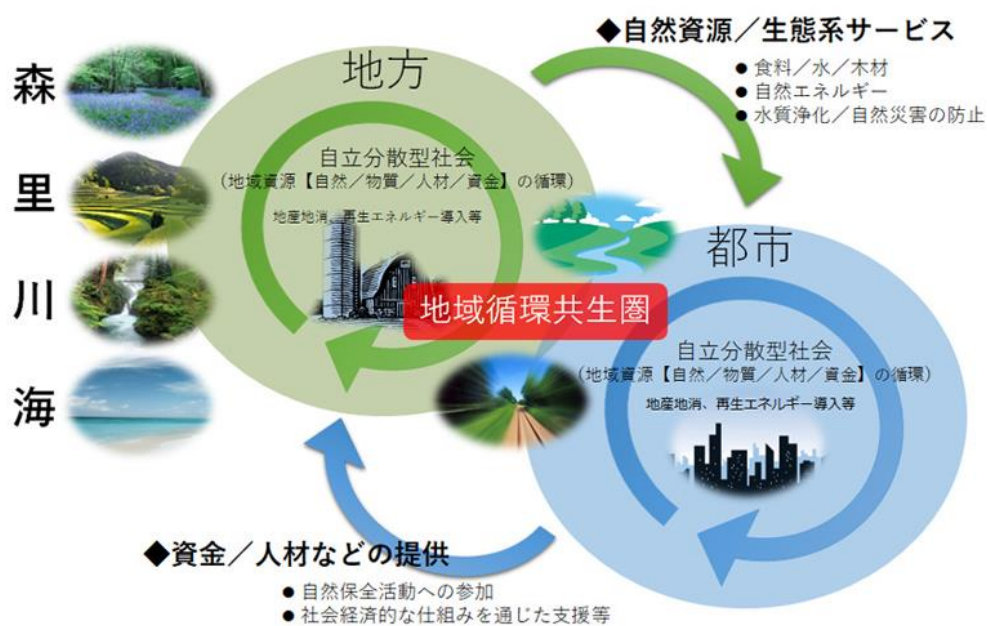
国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2030(令和 12)年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく、力を尽くす必要があります。



図 1-5 SDGs の 17 の目標(ゴール)

●地域循環共生圏の提唱

国の「第5次環境基本計画(平成 30 年4月 17 日閣議決定)」では、SDGs やパリ協定といった国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決をめざして、SDGs の考え方を活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。地域循環共生圏とは、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方で、国をはじめ地域での取組が始まりつつあります。



地域循環共生圏とは ～地域が自立し、支え合う関係づくり～

資料:環境省ホームページ

図 1-6 地域循環共生圏の概念図

(4) 本市における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

本市では、2011(平成 23)年5月に「岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、その後国内外の動向を踏まえて 2021(令和3)年2月に改定し、2030(令和 12)年度に 2013(平成 25)年度比で CO₂排出量 30%減、2050(令和 32)年度に CO₂排出量実質ゼロを目標として取組を進めてきました。

また、2021(令和3)年7月には「岸和田市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、岸和田市地球温暖化対策実行計画をもとに、持続可能なまちづくりが形成されるよう、市民と事業者とともに連携し、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることをめざしてきました。

一方、2021(令和3)年 10 月には国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出を 2013(平成 25)年度比で 2030(令和 12)年度に 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦すること、2050(令和 32)年カーボンニュートラル、実質ゼロをめざすことが示されました。

このような情勢の変化により、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があることから、従来の計画を改定し、本計画を定めることとします。

(5) 計画の基本的事項

① 計画策定の位置付け及び目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」第 21 条に規定する地球温暖化対策実行計画(区域施策編)です。また、「気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)」第4条及び第 12 条に基づき、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画を包含した計画とします。

地域の特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応を総合的に実施し、長期的には本市における脱炭素社会の実現をめざし策定するものであり、市民・事業者・行政など市内のあらゆる主体が対象となるものです。

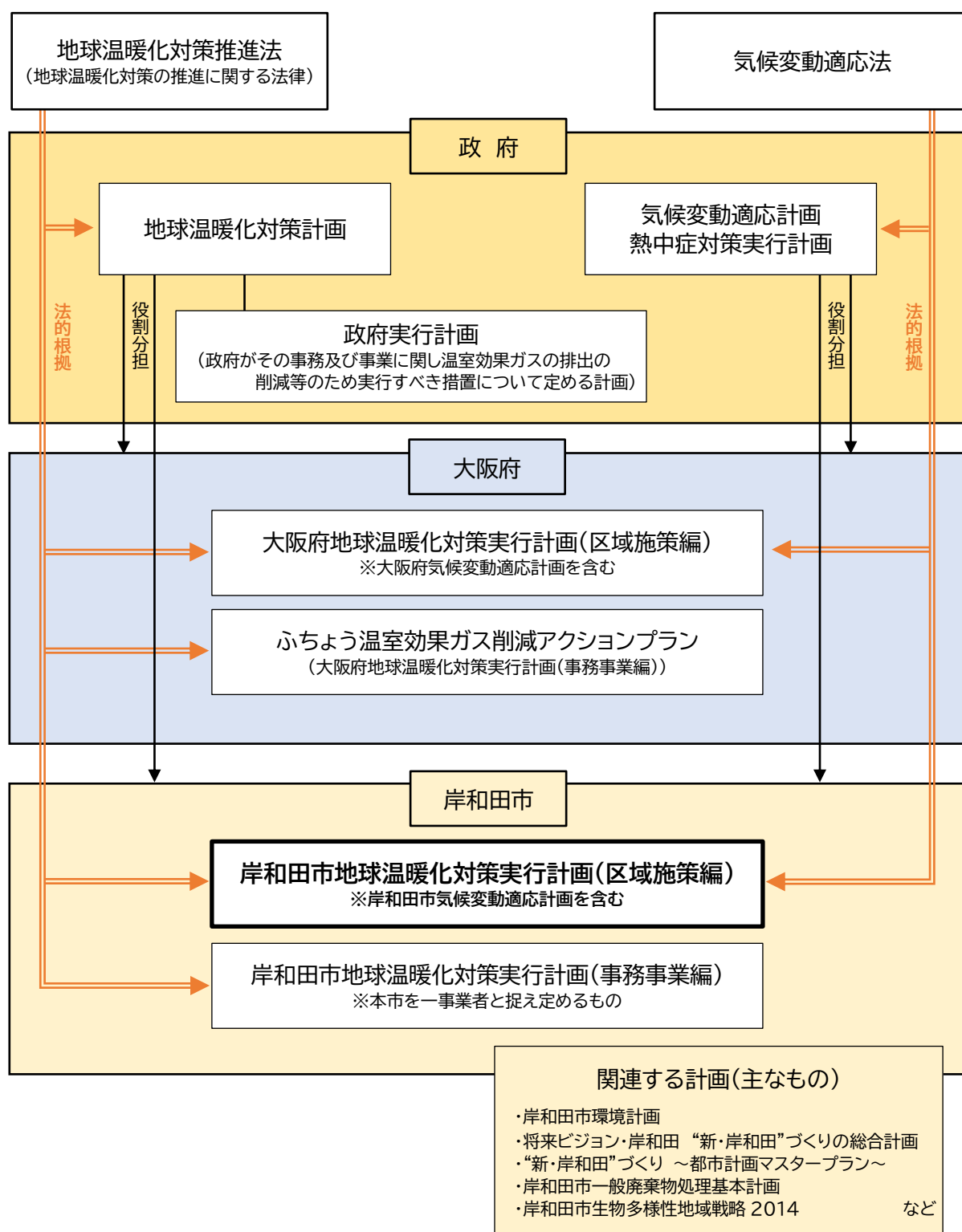


図 1-7 本計画の位置付け

② 計画の対象範囲

本計画は、市域全体から排出される温室効果ガスの排出削減、森林吸収作用の保全・強化、市域のあらゆる分野への気候変動の影響に関わる全ての事項を対象とします。また、本計画で対象とする温室効果ガスは以下のとおりとします。

表 1-2 本計画で対象とする温室効果ガス

部門			定 義
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出を対象とします。
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出を対象とします。
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出を対象とします。
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出を対象とします。自家用車に関するものは除きます(運輸部門に含む)。
	業務その他部門		産業・運輸部門に属さない、事業者、法人及び団体等のエネルギー消費に伴う排出を対象とします。
	運輸部門	自動車	人の移動や物資の輸送に関わるエネルギー消費に伴う排出を対象とします。輸送形態は自動車、鉄道、船舶に区分します。自動車での移動・輸送については、通過交通は含まず、本市発着分のみとします。
		鉄道	
		船舶	
非エネルギー 起源 CO ₂	廃棄物部門		一般廃棄物の焼却処分に伴い排出される非エネルギー起源 CO ₂ を対象とします。

2 計画期間

本計画の基準年度、目標年度、計画期間について、2013(平成 25)年度を基準年度とし、2030(令和 12)年度を中期目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である 2023(令和5)年度の翌年度である 2024(令和6)年度から 2031(令和 13)年度までの8年間とします。

また、2050(令和 32)年度を長期目標年度として設定し、長期的な対応を見据えた計画とします。

なお、本計画は、2030(令和 12)年度実績の評価を 2031(令和 13)年度に行い、その結果を踏まえて改定を行います。

表 1-3 本計画の計画期間

2013 年度	...	2021 年度	...	2023 年度	2024 年度	2025 年度	...	2030 年度	2031 年度	...	2050 年度
平成 25 年度	...	令和 3 年度	...	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	...	令和 12 年度	令和 13 年度	...	令和 32 年度
基準年度	...	現状年度※	...	策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			中期 目標年度		...	長期 目標年度
					計画期間						

※ 現状年度は、排出量が推計可能な直近の年度を指します。

3 推進体制

2050 年カーボンニュートラルを実現するために、2022(令和4)年に市民環境部長を議長とする「岸和田市ゼロカーボン推進会議」を設置しました。推進会議は、次に掲げる事項を所掌します。

- 岸和田市ゼロカーボンに資する施策の策定、推進及び進捗管理に関すること。
- ゼロカーボンに係る意識改革に関すること。
- 国及び府等が実施するゼロカーボンに係る予算措置の情報の収集及びその活用に関すること。
- 岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)の策定、推進及び進捗管理に関すること。
- 岸和田市環境計画等推進会議への報告等に関すること。
- 岸和田市ゼロカーボン推進等に関し必要と認められること。

また、幹事会は、各部より適任者を1名選出し、推進会議の事務を補助するため、推進会議に幹事会を置き、推進会議から指示を受けた事項を所掌します。